

# ニーズに応じたサービス内容の見直し ( ④ 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現)

# ④地域共生社会の実現

## 現状・課題

### 1. これまでの議論

（「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の策定）【参考資料P1】

- 福祉ニーズが多様化・複雑化し、複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応が必要な場合の相談・支援が課題となっている。また、高齢化の中で人口減少が進行し、地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題となっている。
- こうした中、厚生労働省は、平成27年9月に、誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスを実現するため、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（以下「福祉ビジョン」という。）を公表した。
- 福祉ビジョンにおいては、
  - ・ 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て、必要な社会資源の開発を行う包括的な相談支援システムの構築
  - ・ 高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みの推進により、様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の確立を目指し、また、新しい支援体制を担う総合的な人材の育成・確保等を進めることとされた。

## ④地域共生社会の実現

### 現状・課題

(「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置) 【参考資料P2・3】

- また、平成28年7月には、厚生労働大臣を本部長とする「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、検討を進めていくこととしている。
  - 第1回の実現本部では、
    - ◆ 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があること
    - ◆ 具体的には、
      - ・ 地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があること
      - ・ 公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要があること
- が示された。

(骨太方針・ニッポン一億総活躍プランにおける記載内容) 【参考資料P4~8】

- 「地域共生社会」の実現は、本年の骨太方針や一億総活躍プランにも位置付けられており、政府全体として取り組むべき課題となっている。

# ④地域共生社会の実現

## 現状・課題

### 2. 地域共生社会における地域力強化（住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的な相談支援体制の整備等）【参考資料P9～16】

- 介護保険制度においては、被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、地域包括支援センターにおいて、総合相談支援業務として各種相談・支援を行っている。また、高齢者の社会参加の推進及び生活支援体制の充実・強化を図るため、生活支援コーディネーターの配置等により、関係者間のネットワーク構築や、サービスの担い手や地域に不足するサービスの開発等に取り組んでいる。

(※) 生活支援コーディネーターの配置等については、平成28年4月時点で61.9%の保険者が実施（平成30年4月以降は全保険者で実施）。

- また、介護保険法においては、地域包括支援センターの設置者に対し、民生委員等の地域の関係者との連携に努めなければならない旨を規定しており、介護予防・日常生活支援総合事業に係る指針（告示）においても、共生社会の推進の基本的な考え方に関する規定を設けている。

- さらに、進んだ取組としては、地域包括支援センターが、高齢者だけでなく、障害者、子育て世帯等も対象として相談を受け付け（※）、課題整理の上、情報提供や相談対応を行うほか、社会福祉協議会等の適切な担当組織、専門機関等へつなぎ、支援に結びつけている例が見られる。

(※) 障害者、子育て世帯等を対象とする相談については、介護保険とは別の財源で対応。

- なお、厚生労働省社会・援護局において、平成28年度より、多機関の協働により世帯全体の複合化・複雑化した課題に対応することができる総合的な相談支援体制を構築する取組を、モデル事業として実施しており、さらに、平成29年度概算要求においては、小中学校区等の住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築するモデル事業も盛り込んでいる。

# ④地域共生社会の実現

## 現状・課題

### 3. 公的な福祉サービスの「丸ごと」への転換について

（「丸ごと」への転換に資する取組）【参考資料P17～23】

- 公的な福祉サービスは、高齢者、障害者等の対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきた。一方で、対象者ごとに「縦割り」となっている現在の制度については、利用者の便宜の観点や、サービスの提供に当たる人材の確保の観点などで課題がある。
  - この課題への対応として、厚生労働省においては、福祉ビジョンにより示した方針を踏まえ、福祉サービスを総合的に提供する上で現行制度において運用上可能な事項を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（平成28年3月）を発出している。
  - また、介護保険サービスと障害福祉サービスとでは、各制度に固有のサービスもあるが、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ等相互に相当するサービスもある。  
このようなサービスに関して、障害福祉制度においては、障害福祉サービス事業所としての指定を受けていない事業所のサービスであっても、介護保険サービス事業所としての指定を受けていれば、市町村の判断により、障害福祉サービスとして給付を行うことができる「基準該当サービス」という仕組みがあり、例えば1つの事業所で介護保険サービスとしてのデイサービスと障害福祉サービスとしてのデイサービスを同時に提供しているケース（※）も見られる。
- （※）こうした取組については、
- ・ 多様な利用者が関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む
  - ・ 利用可能な障害福祉サービス事業所が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、障害者が障害福祉サービスを利用することが困難な場合に、障害者の利便に資する
- といった声がある。

## ④地域共生社会の実現

### 現状・課題

（「丸ごと」への転換に向けた課題）【参考資料P24・25】

- 一方で、介護保険制度においては同様の仕組みが存在せず、障害福祉サービス事業所としての指定を受けているというだけでは保険給付の対象とすることができないため、必ずしも全ての障害福祉サービス事業所において介護保険サービスを同時に提供できる仕組みとはなっていない。

（※）介護保険制度においても「基準該当サービス」は存在するが、これは、指定の要件（人員、設備及び運営基準）の一部を満たさないことなどを理由に介護保険サービス事業所としての指定を受けていない事業所のうち、都道府県が条例で定める基準を満たすもののサービスについて、市町村の判断により、保険給付の対象とすることができる仕組みであり、障害福祉制度における「基準該当サービス」とは異なる。
- また、「基準該当サービス」は、市町村の判断に委ねられているため、地域によってその取扱いに差があるとの指摘がある。

## ④地域共生社会の実現

### 現状・課題

#### (高齢の障害者に係る課題) 【参考資料P26～29】

- 障害者が高齢になり介護保険の被保険者となった場合、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにあれば、介護保険サービスの利用が優先される(介護保険優先原則)(※)。  
(※) 65歳以上の高齢者については、原則として、介護保険の被保険者となるが、障害者支援施設等(介護保険適用除外施設)に入所している者は介護保険の被保険者としなないこととされている。
- このため、その障害者がそれまで利用してきた障害福祉サービス事業所が、介護保険サービス事業所としての指定を併せて受けていなければ、その障害者は、それまでとは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならない場合がある。
- この点については、社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」(平成27年12月14日)においても指摘されており、障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所になりやすくする等の見直しを行うべきであるとされている。

## ④地域共生社会の実現

### 論点

- 地域包括支援センターにおける総合相談支援や、生活支援コーディネーターの取組等について、地域共生社会の実現を目指す観点から、どのような対応が考えられるか。
- 高齢者、障害者等が、同一の事業所において介護保険サービス及び障害福祉サービスを利用しやすくすることについて、どのように考えるか。